

## 各務原市シニアクラブ助成事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、高齢者の福祉を増進するため、各務原市シニアクラブ連合会及び市内の単位シニアクラブ（以下「団体」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、毎年度4月1日のクラブ数及び会員数を基準にして算定するものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、規則第4条の申請書に事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

(実施報告)

第4条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度の5月31日までに規則第11条の補助事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の中止等)

第5条 補助団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由を記載した書面により市長の承認を受けなければならない。

(関係書類の保存)

第6条 補助団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類等を補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金か

ら適用する。

附 則（平成22年3月19日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の各務原市シニアクラブ助成事業補助金交付要綱の規定は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年3月24日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の各務原市シニアクラブ助成事業補助金交付要綱の規定は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成31年3月28日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の各務原市シニアクラブ助成事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助事業	対象者	補助金の額
市シニアクラブ 連合会補助事業	各務原市シ ニアクラブ 連合会	(1) 基本額 194,000円+ (70円×会員 数) (2) 活動促進事業費 10,000円×クラブ数 +194,000円 (3) 健康増進奨励事業費 400,000円 (4) 健康体操事業費 390,000円
市単位シニアク ラブ活動補助事 業	市内の単位 シニアクラ ブ	(1) 基本額 50,000円 (健康増進奨励事業 費15,000円を含む。) (2) 会員数加算額 次に掲げる会員数の区分に応 じて、それぞれ次に掲げる額 ア 50人以上60人未満 5,000円 イ 60人以上70人未満 10,000円 ウ 70人以上80人未満 15,000円 エ 80人以上90人未満 20,000円 オ 90人以上100人未満 25,000円 カ 100人以上110人未満 30,000円 キ 110人以上120人未満 35,000円 ク 120人以上130人未満 40,000円 ケ 130人以上140人未満 45,000円 コ 140人以上150人未満 50,000円 サ 150人以上 55,000円

備考 市単位シニアクラブ活動補助事業の補助金の額は、年度の途中で結成された単位シニアクラブについては、当該補助金の額を12で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該年度の活動月数（月の途中で結成された場合は、当該月を除く。）を乗じて得た額とする。